

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社日から1ヶ月以内に自己都合(死亡、病気または甲の責めに帰すべき事由を除く)を理由に退職した場合、報酬額の50%を求人者に対して返還する。この場合、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面により通知し、退職を確認したうえで返還する。

適用条件等詳細は、別途求人者と取り交わす契約書にて定めるものとする。